

(公 印 省 略)
学字第30052-15号
令和2年4月17日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部

私学・子育て支援課長 上原 美奈子

新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県の緊急事態措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

今般、全国に緊急事態宣言が発令されたことを受け、本県では、本日から5月6日までを期間とする緊急事態措置として、県民及び事業者に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく各要請を行いました。

各市町村におかれましては、下記のとおり御対応いただくようお願いいたします。

記

1. 保育所・認定こども園（幼稚園型を除く）・放課後児童クラブについて

保護者が仕事を休んで家にいることが可能な場合は、登園を控えていただくよう要請するとともに、家に一人であることができない年齢の子どもをお持ちの医療従事者や、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方などのために、引き続き、適切な感染拡大防止対策を講じた上で事業を継続する。

2. 私立幼稚園について

原則として施設の使用停止を要請することとなっているが、真に保育等を必要とする方がいる場合は、感染拡大防止対策を講じた上で、2号認定・3号認定児の保育及び預かり保育等を実施する旨、別途写しのとおり依頼済みである。

担当：子育て支援係・保育係
電話：子育て支援係 027-226-2622
保育係 027-226-2626

(公印省略)

学字第916-48号

令和2年4月17日

各私立幼稚園設置者様
(幼保連携型認定こども園を除く)

群馬県生活こども部長 平井 敦子
(私学・子育て支援課)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための県の緊急事態措置にともなう
私立幼稚園への協力要請について (通知)

各私立幼稚園におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

このたび、全都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象とされたことを受けて、群馬県においても、同法に基づく協力要請を下記のとおり行うこととなりました。

つきましては、趣旨を御理解のうえ、御協力をお願いいたします。

記

- 1 期間 令和2年4月18日(土)～5月6日(水)
- 2 要請内容 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止(休業)
- 3 留意事項
 - ・ 臨時休業を行う場合には、一人で家にいることができない年齢の子どもをお持ちの医療従事者や、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方などのために、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、2号認定・3号認定児の保育及び預かり保育の実施等を通じて、必要な保育を確保してください。
 - ・ 幼保連携型認定こども園については、市町村あて別途通知しています。

担当 私学振興係
電話 027-226-2143